

鳩山町自動販売機設置及び運用に係る仕様書

鳩山町自動販売機の設置及び運用について、以下のとおり定める。

1 自動販売機の設置及び撤去について

- ①貸付期間、設置期間は、令和8年1月13日（火）からとする。
- ②設置業者は、自動販売機の設置に要するすべての経費を負担すること。
- ③設置業者は、電源工事において専用の子メーターを設置し、自動販売機に係る電気料を正確に検針できるようにすること。
- ④自動販売機の外観については、特定のメーカーや商品等の宣伝を行わないもので、事前にデザインを提示するとともに、鳩山町長からの指示があった場合には変更すること。
- ⑤設置事業者は、自動販売機の撤去に係るすべての経費を負担し、設置前の原状に回復すること。

2 運用について

- ①設置業者は、自動販売機が通常使用時及び非常災害時において転倒しないように十分な措置を行うとともに、万一の事故の発生に備えて、動産総合保険に加入すること。
- ②設置業者は、電気料、自動販売機の運用に必要な経費を負担すること。
- ③設置業者は、自動販売機の保全管理及び代金回収を行うとともに、自動販売機の損壊、盗難、運用の不具合その他の異常を確認し、また、鳩山町より連絡を受けた際には業者の負担により速やかに修復すること。

3 販売商品について

- ①設置業者は、食品衛生法等に基づき品質管理の徹底を図ること。
- ②設置業者は、自動販売機を利用した者が、その商品により健康上の障害を生じた場合、その一切の責を負うこと。
- ③設置業者は、販売する商品の種類について、鳩山町長の指示に従うとともに変更が生じる場合には事前に鳩山町長に連絡し、その指示に従うこと。
- ④設置業者は、商品ごとの販売個数を月末に鳩山町長に報告するとともに、鳩山町長の求めに応じ、必要な事項を報告するものとする。

4 容器の回収及び処理について

- ①設置業者は商品の容器（ペットボトル等）を必要な頻度で回収すること。
- ②設置業者は回収物について、リサイクル処理を行うこと。

5 使用許可及び使用料等について

- ①設置業者は、町の行政財産目的外使用許可申請を行い、鳩山町長の許可を得ることとする。
- ②使用期間は原則として、使用開始年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、設置業者及び町のいずれから異議の申し出がない限り、この使用は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。
- ③使用料等については、自動販売機に係る電気料金を払うこととする。
- ④なお、鳩山町長の求めにより、町運営に支障がある場合には、使用を取り消しすることができる。

6 設置場所について

- ①設置業者は、鳩山町長と協議のうえ、設置場所を決定する。
- ②現在の設置場所は、以下のとおり
 - 鳩山町地域包括支援センター 1台（1階施設内）
 - 鳩山町立図書館 1台（1階施設外）
 - 鳩山町多世代活動交流センター 1台（1階施設内） 合計3台

7 販売実績について

令和6年4月から1年間の自動販売機3台の1台あたりの販売実績は、月平均78本（年間平均944本）となる。